

議案第 88 号

所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 8月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

幼児教育・保育の無償化に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成26年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別表第1」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。）又は満3歳以上保育認定子ども（同項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。） 零
- (2) 満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。） 別表第1に定める額

第4条から第6条までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

保育料徴収基準額表

階層 区分	定義	月額			
		保育標準時間		保育短時間	
		常態的に 土曜日を 開所する 施設	常態的に 土曜日を 閉所する 施設	常態的に 土曜日を 開所する 施設	常態的に 土曜日を 閉所する 施設
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する	円 0	円 0	円 0	円 0

	法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに里親の世帯						
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	C 1	所得割非課税（均等割課税）	6,000	6,000	5,800	5,800
		C 2	9,700円未満	6,500	6,500	6,300	6,300
		C 3	9,700円以上 19,400円未満	7,300	7,300	7,000	7,000
		C 4	19,400円以上 29,100円未満	9,000	9,000	8,700	8,700
		C 5	29,100円以上 38,800円未満	11,000	11,000	10,700	10,700
		C 6	38,800円以上 48,600円未満	12,700	12,700	12,300	12,300
		C 7	48,600円以上 72,800円未満	17,100	17,100	16,600	16,600
		C 8	72,800円以上 97,000円未満	23,800	22,800	23,200	22,200
		C 9	97,000円以上 133,000円未満	30,800	29,800	30,200	29,200
		C 1 0	133,000円以上 169,000円未満	39,900	37,900	39,200	37,200
		C 1 1	169,000円以上 202,000円未満	45,100	43,100	44,300	42,300
		C 1 2	202,000円以上 235,000円未満	47,400	45,400	46,600	44,600
		C 1 3	235,000円以上 268,000円未満	50,500	48,500	49,600	47,600
		C 1 4	268,000円以上 301,000円未満	53,800	50,800	52,900	49,900
		C 1 5	301,000円以上 349,000円未満	57,000	54,000	56,000	53,000
		C 1 6	349,000円以上 397,000円未満	57,700	54,700	56,700	53,700
C 1 7	397,000円以上 493,300円未満	59,500	56,500	58,500	55,500		
C 1 8	493,300円以上	61,200	58,200	60,200	57,200		

備考

- 1 「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、規則で定める法令の規定は適用しないものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を均等割の額又は所得割の額から順次控除して得た額を均等割の額又は所得割の額とする。
- 2 「保育標準時間」とは、1日当たり11時間とし、市立保育所にあつては午前7時30分から午後6時30分までの時間をいい、その他の施設等にあつてはそれぞれの施設等が定める時間をいう。
- 3 「保育短時間」とは、1日当たり8時間とし、市立保育所にあつては午前8時30分から午後4時30分までの時間をいい、その他の施設等にあつてはそれぞれの施設等が定める時間をいう。
- 4 保育の提供を受ける子どもの属する世帯の階層の認定に当たっては、その保育の提供を受ける子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 5 1から4までに規定するもののほか、階層の認定、保育料の軽減等に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2備考1中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表備考2中「別表第1(2)、(3)及び(4)の保育料徴収基準額表」を「保育短時間の認定を受けている満3歳以上保育認定子どもにあつては600円、満3歳未満保育認定子どもにあつては別表第1」に改め、「支給認定保護者が」を削り、「保育標準時間」を「保育標準時間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供を受けた特定教育・保育等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育、法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に提供を受けた特定教育・保育等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に提供を受けた時間外保育（法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に提供を受けた時間外保育については、なお従前の例による。